

奈良市立園における保育・教育 ICT システムサービス提供業務契約書（案）

本契約書は、奈良市立認定こども園・幼稚園・保育所において保護者との連絡機能や児童の登降園管理機能等を備えた保育・教育 ICT システムサービスを利用するものとする。

第 1 章 総則

（目的）

- 第 1 条 本契約書は、奈良市（以下「発注者」という。）が●●●●●●（以下「受注者」という。）に対し、次条で定める業務を利用するに際して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 発注者及び受注者は、本契約書及び奈良市立園における保育・教育 ICT システムサービス提供業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載された内容に従い、業務を履行しなければならない。

（業務の概要）

- 第 2 条 本契約における業務の概要は、市立認定こども園・幼稚園・保育所（以下、「公立園」）において保護者との連絡機能や児童の登降園管理機能等を備えた保育・教育 ICT システムを使用することにより、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育等業務に専念できる環境を構築するとともに園からのお知らせのデータ配信等を行うことで、保護者の利便性向上及び保育業務の効率化を図ることを目的に行う次の業務とする。
- （ア）システム導入作業
（イ）運用テスト
（ウ）各種操作マニュアルの作成、操作研修会の実施
（エ）保守の実施
（オ）その他、本業務に必要なすべてのもの

（契約期間）

- 第 3 条 本契約の履行期間は次のとおりとする。
- 導入作業期間
契約締結日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで
（令和 8 年 5 月から 6 月の 2 か月間は試用期間とする）

運用期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで

（使用料）

- 第 4 条 システムの使用料（月額）は、1 園当たり月額金●●●●●●円に使用する園数 2 4 を乗じた金●●●●●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額金●●●●●●●●円）とする。（契約期間全体の執行予定額は、金●●●●●●●●●●円。）なお、使用料には導入作業料を含むものとする。
- 2 受注者は、発注者に対し毎月前月分の使用料の支払いの請求をするものとする。
- 3 発注者は、受注者から前項の使用料の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して 3 0 日以内に受注者に支払わなければならない。
- 4 発注者の責めに帰すべき理由により使用料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、

未払金額につき遅滞日数に応じて、年 2.5 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は免除する。

（合意管轄）

第 6 条 この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第 7 条 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本国の法律に基づくものとする。

（協議等）

第 8 条 本契約で規定された項目及び規定のない事項について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議のうえ、解決することとする。なお、本契約の何れかの部分が無効である場合でも、本契約全体の有効性には影響がないものとする。

第 2 章 契約の締結等

（運用機器・設備の用意）

第 9 条 受注者は、保育・教育 ICT システム等を稼動させるための機器及び設備について、善良な管理者の注意をもって維持及び保守を行うものとする。

（発注者の催告による解除権）

第 10 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

（1）正当な理由がなく、この契約による債務を履行しないとき。

（2）この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。

（3）前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として使用料の総額から完了部分の額を控除した金額の 10 分の 1 に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第 1 項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

（発注者の催告によらない解除権）

第 11 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

（1）この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 64 条第 1 項の競争回復命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 49 条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

- ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 62 条第 1 項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
- エ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- (2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 2 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (11) この契約による債務の履行が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
- (12) この契約による債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (13) この契約による債務の履行の一部を拒絶する意思を明確に示した場合又はこの契約による債務の履行の一部が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (14) 特定の日時又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に履行しないとき。
- (15) 前各号に掲げる場合のほか、この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足る履行がなされる見込みがないことが明らかとなるとき。
- 2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- (1) この契約による債務の一部の履行不能である（ことが明らかに認められる）とき。
- (2) この契約による債務の一部を履行することを拒絶する意思を明確に示したとき。
- 3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の解除の場合に準用する。
- 4 受注者は、第 1 項第 1 号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに係わらず、使用料の総額の 10 分の 2 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法

(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。

6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第 1 項第 11 号及び第 12 号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 12 条 第 10 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号若しくは第 2 項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 13 条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 14 条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約終了後の処理)

第 15 条 発注者は、本契約が終了した場合、保育・教育 ICT システムサービスの利用にあたって受注者から提供を受けたソフトウェア（ダウンロードしたものを含む。）及び発注者の設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、発注者の責任で消去する。

2 受注者は、本契約が終了した場合、保育・教育 ICT システムサービスの利用にあたって発注者から提供を受けた電子データの資料等については、受注者の責任でこれを消去する。

第 3 章 サービス

(保育・教育 ICT システムサービスの内容)

第 16 条 受注者が、発注者及び発注者が利用を認めた者（以下「認定利用者」という。）に提供する保育・教育 ICT システムサービスの内容は、本契約書及び仕様書に定めるとおりとする。

第 17 条 受注者は発注者に対し、業務として、次の各号に定めるサービスを提供する。

(1) 保育業務支援サービス

(2) ヘルプデスクサービス

(3) システム管理者支援サービス

(サービスの提供)

第18条 受注者は発注者に対し、保育・教育 ICT システムサービスの提供に際して、次の各号に定めるサービスを提供する。

- (1) 導入作業（契約書及び仕様書に従いサービスを提供するためのシステム構築。）
- (2) 運用・保守（契約書及び仕様書に従い本件プログラムを運用するサービス。）

（保育・教育 ICT システムサービスの一時的な中断及び提供停止）

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者への事前の通知又は承諾を要することなく、保育・教育 ICT システムサービスの提供を中断することができる。ただし、この場合であっても、速やかに事後通知及び理由の説明をしなければならない。

- (1) 保育・教育 ICT システムサービスを提供するにあたり使用する電力、電話、電気通信回線等（以下、公共サービス等という。）の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他地震、風水害等の自然災害により保育・教育 ICT システムサービスを提供できない場合

2 受注者は、保育・教育 ICT システムサービスを提供するにあたり、受注者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他機器及びソフトウェア（以下、サーバ環境という。）及び公共サービス等の定期点検を行うため、発注者に事前に通知のうえ、保育・教育 ICT システムサービスの提供を一時的に中断することができる。

3 受注者は、発注者が使用料の未払いその他本契約に違反した場合には、発注者への事前の通知若しくは催告を要することなく保育・教育 ICT システムサービスの全部又は一部の提供を停止することができる。

4 受注者は、前各項に定める事由のいずれかにより保育・教育 ICT システムサービスを提供できなかったことに関して発注者又は認定利用者及びその他の第三者が損害を被った場合であっても、責任を負わない。ただし、サービス停止の原因が受注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

（サーバデータの保存）

第20条 受注者は、運用サービスの提供のために使用するサーバに保存されたデータ（以下、サーバデータという。）について、発注者の利用が完了するまで、保持しなければならない。

2 サーバデータは、発注者の所有物とする。

（サーバデータの消失）

第21条 受注者の責めに帰すべき事由によりサーバデータの全部又は一部を消失した場合、受注者は発注者に対し、その消失を書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、受注者はサーバデータの回復に必要な措置を行わなければならない。

3 前2項の場合を除き、サーバデータ全部又は一部が消失した場合は、受注者は可能な限りサーバデータの回復に必要な措置を行う。

（保育・教育 ICT システムサービスの内容の更新）

第22条 受注者は、事前に発注者との協議において承諾を得、認定利用者に対し、保育・教育 ICT システムサービスから通知を行うことにより、保育・教育 ICT システムサービスの内容を更新することができる。

2 受注者は、発注者及び認定利用者の申し出による保育・教育 ICT システムサービスの内容更新の要求に対して、受注者が特に必要と判断した場合又は別途サービス内容の更新に関する契約を行った場合を除き、原則として応じる義務を負わない。ただし、発注者からの機能改善要望等に対し、その要望が一般的で汎用性のある機能であると受注者が判断した場合、双方協議の結果、本件プログラムの機能向上として対応する場合がある。

（第三者委託）

第23条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。この場合、受注者は当該委託先（以下「第三者委託先」という。）に対し、本契約書により受注者が負う一切の義務と同様の義務を第三者委託先に負わせる。

第4章 発注者の義務等

（自己責任の原則）

第24条 発注者及び受注者は、保育・教育 ICT システムサービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決する。

- 2 保育・教育 ICT システムサービスを利用して発注者が提供又は伝送する内容については、発注者及び認定利用者の責任で提供されるものであり、受注者の帰責性が認められる場合を除き、提供又は伝送された内容に起因する損害については責任を負わない。

（支払義務）

第25条 発注者は、第4条で定める使用料を受注者に支払わなければならない。なお、支払いに要する費用は、発注者の負担とする。

- 2 履行期間において、第19条（保育・教育 ICT システムサービスの一時的な中断及び提供停止）に定める保育・教育 ICT システムサービスの提供の中断、停止その他の事由により保育・教育 ICT システムサービスを利用することができない期間が生じたときは、当該期間中の使用料並びにこれにかかる消費税及び地方消費税の支払について、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

（保育・教育 ICT システムサービスのための設備設定・維持）

第26条 発注者は、保育・教育 ICT システムサービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、公共サービス等を利用してインターネットに接続し保育・教育 ICT システムサービスを利用する。

- 2 保育・教育 ICT システムサービスの提供を受けるために発注者及び認定利用者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他機器及びソフトウェア（以下、利用者環境という。）に不具合がある場合、発注者又は認定利用者各自の責において不具合を解決する。
- 3 発注者は、発注者が保育・教育 ICT システムサービスにおいて提供、伝送するデータ等に関して、受注者が保育・教育 ICT システムサービスに関する保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、その分析、調査等の行為を行うことを許諾する。

（蓄積情報についての責任）

第27条 発注者は、保育・教育 ICT システムサービスを利用するにあたり必要な情報のバックアップは自らの責任において行うものとし、当該情報の紛失、消失、破損等について、受注者は原則として責任を負わない。受注者は、なんらかの理由で障害が発生し、データが消失した場合、その時点における最新のバックアップデータの速やかな回復を図る。

（禁止事項）

第28条 発注者は保育・教育 ICT システムサービスの利用に関して、次の行為を行ってはならない。

- (1) 保育・教育 ICT システムサービスを保育等業務の支援以外の用途に利用すること
- (2) 本契約に違反して、第三者に保育・教育 ICT システムサービスを利用させること
- (3) 他人の情報又は虚偽の情報により保育・教育 ICT システムサービスを利用すること
- (4) 保育・教育 ICT システムサービスのコンテンツを修正、複製、改ざん又は販売すること

と

- (5) 保育・教育 ICT システムサービスのコンテンツの全部又は一部を第三者に頒布、送信その他の方法で提供すること
 - (6) 保育・教育 ICT システムサービスに対し、不正なアクセスやウィルスの送信等を行うこと
 - (7) 保育・教育 ICT システムサービスの管理及び運営を故意に妨害し又は破壊すること
 - (8) 法令等に反すると認められる行為を行うこと
 - (9) その他保育・教育 ICT システムサービスの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為を行うこと
- 2 発注者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに受注者に通知しなければならない。

第5章 受注者の義務等

(権利義務の譲渡等の禁止)

第29条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(善管注意義務)

第30条 受注者は、保育・教育 ICT システムサービスの履行期間中、善良な管理者の注意をもって保育・教育 ICT システムサービスを提供する。

(本件プログラムの障害等)

第31条 受注者は、保育・教育 ICT システムサービス提供を行ううえで使用する本件プログラムについて障害があることを知ったときは、遅滞なく発注者にその旨を通知し、速やかに修正を行う。

(サーバ環境の障害等)

第32条 受注者は、サーバ環境について障害があることを知ったときは、遅滞なく発注者にその旨を通知する。

- 2 受注者は、受注者の設置したサーバ環境に障害があることを知ったときは、遅滞なくサーバ環境を修理又は復旧する。
- 3 上記のほか、保育・教育 ICT システムサービスに不具合が発生したときは、発注者及び受注者はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定し、当該対応措置を実施する。

第6章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第33条 発注者及び受注者は、保育・教育 ICT システムサービス遂行のために相手方より提供を受けた(技術上又は営業上その他業務上の)情報のうち、相手方が特に秘密である旨をあらかじめ指定した情報(以下「秘密情報」という)を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報に基づくことなく、独自に開発した情報

- (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 秘密情報の提供を受けた当事者は、自らの秘密情報の管理及び措置と同等の扱いを講じなければならない。
- 3 前各項の規定に関わらず、受注者が必要と認めた場合には、第23条（第三者委託）所定の第三者委託先に対して、第三者委託のために必要な範囲で、秘密情報を開示する。ただしこの場合、受注者は第三者委託先に対して、本条に基づき受注者が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第34条 発注者及び受注者は、保育・教育 ICT システムサービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に定める「個人情報」をいう。以下同じ。）を保育・教育 ICT システムサービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、再委託先を除く第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令及び別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第7章 損害賠償等

(損害賠償)

- 第35条 発注者及び受注者は、その故意又は過失により第三者に損害を生じさせた場合は各自の責任において、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項により発注者又は受注者が損害を賠償すべき責任を負う場合において、発注者受注者双方に帰責性が認められるときは、その賠償の割合は、当該損害に対する発注者受注者各自の寄与度によりこれを決定する。

(免責)

- 第36条 受注者は、以下の事由により発注者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わない。ただし、受注者が第30条に規定する注意義務を怠っていた場合はこの限りでない。
- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 発注者の設備障害又はサーバ環境までのインターネット接続サービスの不具合等、発注者の接続環境の障害
 - (3) サーバ環境からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 受注者が定める手順・セキュリティ手段等を発注者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (5) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害

(特記事項)

第37条 本契約が契約期間の始期までに締結されない場合において、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱うものとする。

(契約書の要式性)

- 第38条 発注者及び受注者は、業務の契約内容を証するため、本契約書及び附属書類を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。
- 2 本契約書及び仕様書を変更する場合は、発注者及び受注者が双方記名押印した書面により行わなければならない。

令和●年●●月●●日

発注者 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

受注者 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●● ●● ●●

別記（契約第34条関係）

奈良市個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、個人情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に作業責任者等報告書（様式第1号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書（様式第2号）により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条 受注者は、業務に係る作業を行う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に作業場所に関する報告書（様式第3号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に前項の作業場所に関する報告書により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は作業責任者等以外の者が作業場所に立ち入らないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は作業責任者等に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、作業責任者等を容易に識別できるようにしなければならない。

（教育の実施）

第5条 受注者は、作業責任者等にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、作業責任者等を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第6条 受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

（再委託）

第7条 受注者は、業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託承認申請書（様式第4号）により発注者に申請しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書（様式第5号）により再委託を承認するものとする。

4 受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 再委託先は、この契約に基づく受注者の義務と同様の義務を負うこと。

(2) 再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続及び方法

6 受注者は、再委託先の履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。

7 前各項の規定は、再委託した業務をさらに委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合について準用する。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 受注者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (2) 個人情報を保管する場合は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。
- (3) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (4) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (5) 事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。
- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破損その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行わないこと。
- (9) 業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者と受注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者に個人情報預り証（様式第6号）を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12条 受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書（様式第7号）により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査等)

第14条 発注者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は、受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰

責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

- 2 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

様式第 1 号（第 3 条関係）

作業責任者等報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地（住所）
名称（商号）
代 表 者 名
連 絡 先 ()

以下のとおり報告します。

業 務 名			
契約年月日	年 月 日		
	所属・職位	氏名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第 2 号（第 3 条関係）

作業責任者等変更報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地 (住所)
名 称 (商 号)
代 表 者 名
連 絡 先 ()

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

業 務 名				
契約年月日	年 月 日			
	所属・職位	氏名	担当業務	変更年月日
(変更前) 作業責任者				年 月 日
(変更後) 作業責任者				
抹消となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
追加となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第3号（第4条関係）

作業場所に関する報告書（新規／変更）

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）
名称（商号）
代表者名
連絡先（ ）

個人情報の取扱いに係る作業場所について、次のとおり報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
所在地	：(所在住所)
名称	：(ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容	：(当該作業場所で行う作業の詳細)

所在地が複数ある場合は、作業場所ごとに追加すること。

＜変更後の内容＞ 変更年月日 年 月 日

所在地	：(所在住所)
名称	：(ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容	：(当該作業場所で行う作業の詳細)

変更する事項のみについて記入すること。

再委託承認申請書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
 名称(商号)
 代表者名
 連絡先 ()

次のとおり、業務の一部を他の事業者へ再委託したいので、その承認について申請します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
再委託先名	所在地(住所) 名称(商号) 代表者氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における安全 性及び信頼性を確保す る対策並びに再委託先 に対する管理及び監督 の方法	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)

(記 号) 第 号
年 月 日

再委託承認書

(受注者) 所在地（住所）
名 称（商号）
代 表 者 名
連 絡 先

奈 良 市 長

(公 印 省 略)

年 月 日付けで承認申請のありました次の業務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
再委託先	所在地（住所） 名称（商号） 代表者名
再委託する業務 及びその内容	

個人情報預り証

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地 (住所)
名 称 (商 号)
代 表 者 名
連 絡 先 ()

次のとおり個人情報を預かりました。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
記録媒体種類	☐ 紙 ☐ U S B メモリ ☐ 外付けハードディスク ☐ C D / D V D ☐ その他 ()
情報の名称 (内容)	
受領者及び受領日	(所在地) (名称・商号) (連絡先) (受領者氏名) (受領日) 年 月 日
預り期間 (予定)	年 月 日 から 年 月 日まで
返却方法 (予定)	

情報の名称 (内容) には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。
返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年 月 日	受領者	
-------	-------	-----	--

様式第7号（第12条関係）

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
名称(商号)
代表者名
連絡先 ()

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
消去・廃棄した個人情報	
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
作業処理者	
消去・廃棄方法	

備考

- 1 専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 2 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
- 3 消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

漏えい等の事故報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地 (住所)

名称 (商号)

代 表 者 名

連 絡 先 ()

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事案の概要 （発覚日、発生日及び 発覚に至る経緯を必ず 記載すること。）	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
③発生事実	☐ 紛失 ☐ 漏えい ☐ 改ざん ☐ 破損 ☐ その他
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	() 人 (発覚した時点で把握した概数を記載すること。)
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそれを含む。）の有無 （被害がある場合は、その内容）	
⑧公表（予定）	【事案の公表】 ☐ あり（予定も含む。） 公表（予定） 年 月 日 ☐ なし ☐ 未定 【公表方法（事案の公表において「あり（予定も含む。）」を選択した場合のみ記載すること。）】 ☐ HPに掲載 ☐ 記者会見 ☐ 記者クラブ等への資料配布 ☐ その他 ()

⑨本人への対応等 (連絡の有無及び対応 内容を必ず記載するこ と。)	
⑩再発防止策等	
⑪その他	

前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引くこと。